

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年7月19日
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京(03)3548-3270
【事務連絡者氏名】	総務部長 清田 昌宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京(03)3548-3272
【事務連絡者氏名】	総務部長 清田 昌宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	乾汽船株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (注) 1
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 3,000,000,000円
各社債の金額(円)	金 7,500万円の1種
発行価額の総額(円)	金 3,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円。 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成21年8月6日(木)
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号乃至第(5)号に定める価額による。</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債は、平成21年8月6日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第3金曜日(ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第1金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金102円で、繰上償還することができる。</p>

	<p>(5) ① 本新株予約権付社債の発行後、平成21年7月6日まで（当日を含む。）の間のいずれかの10連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日（以下「通知期限日」という。）まで（当日を含む。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して30日後の日（以下「繰上償還日」という。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>② 上記①にかかわらず、当社が、通知期限日まで（当日を含む。）に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の2週間前まで（当日を含む。）に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。</p> <p>(6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 野村信託銀行株式会社 本店</p>
募集の方法	その他の者に対する割当の方法による。（注）2
申込証拠金（円）	該当事項なし
申込期間	平成19年8月3日（金）
申込取扱場所	乾汽船株式会社 総務部 東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
払込期日	平成19年8月3日（金） 本新株予約権を割り当てる日は平成19年8月3日とする。
振替機関・登録機関	該当事項なし
担保の種類	該当事項なし
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし
担保の保証	該当事項なし
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし
取得格付	取得していない

- (注) 1 本「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。
- 2 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当新株予約権付社債（額面）		金 3,000,000,000円	
払込金額		金 3,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	取締役兼執行役社長 古賀 信行	
	資本金	10,000百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 (平成19年3月31日現在)	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 143,870株
	取引関係等	主幹事証券会社	
	人的関係等	該当事項なし	

※ 当社は、割当予定先である野村証券株式会社が、日本証券業協会が平成19年5月29日に公表した「『会員におけるMSCB等の取扱いについて』理事会決議（自主規制決議）」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数に当該暦月において新株予約権の取得事由に基づき当該取得と引換えに交付されることとなる株式数を加えた株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えるような新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。

また、野村証券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債は譲渡せず、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果または取得の対価として交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

### 3 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

### 4 財務代理人

野村信託銀行株式会社

### 5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項乃至第5項、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄または別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができな  
いとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生  
したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超  
えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特  
別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨  
の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- 6 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告  
本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法  
令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によ  
ることができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的と なる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的と なる株式の数	本新株予約権の行使請求（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）により当社が当 社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別 記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権 の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後ま たは調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とす る。
新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、 当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本欄第2項記載 の転換価額（ただし、本欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修 正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の 払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当 該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記 差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額 を償還する。</p> <p>2 転換価額 転換価額は、当初1,943円とする。</p> <p>3 転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第2金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日 以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない 日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日 とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで 算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。 なお、時価算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める転換価額の調整事 由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社 が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が972円 （ただし、本欄第4項による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る 場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が2,915円（ただし、本 欄第4項による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修 正後の転換価額は上限転換価額とする。</p>

#### 4 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- （i）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥ 本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(新株予約権付社債に関する事項)(注)4「株券の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(3) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。))

	<p>④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>5 本欄第3項または第4項により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第4項第(2)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 3,000,000,000円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって転換価額が修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年8月6日から平成21年8月5日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号、第(4)号および第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、別記「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」（注）5「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成21年8月5日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 本店</li> <li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</li> </ol>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、平成19年9月1日以降、毎月第2金曜日の翌取引日（以下「取得日」という。）に、本新株予約権2個に係る本新株予約権付社債を取得する。ただし、（i）当該取得日の前回の取得日（初回の取得日については平成19年8月13日。以下「取得基準日」という。）において残存する本新株予約権の個数が2個に満たない場合は、本欄第2項にかかわらず当該残存する個数の本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全てを取得するものとし、また、（ii）本欄第2項により決定された取得される本新株予約権付社債の社債権者が、取得基準日後取得日までにその保有する本新株予約権を行使した場合には、当該行使した本新株予約権の個数は、当該社債権者から当該取得日に取得される本新株予約権の個数から控除されるものとし、当社は取得日にその余の個数の本新株予約権に係る本新株予約権付社債を当該社債権者から取得する。</li> <li>2 取得される本新株予約権付社債は、取得基準日に、取得基準日における本新株予約権付社債の各社債権者の保有する本新株予約権の個数に応じて按分して決定するものとし（ただし、当該按分により算定される各社債権者ごとの取得される本新株予約権の個数に1個に満たない部分が生じる場合には、かかる部分に相当する本新株予約権付社債の社債権者間において抽選により定める。）、取得される本新株予約権付社債の社債権者に対して、その旨ならびに取得される本新株予約権付社債に係る本新株予約権の個数および本社債の総額を、当該取得基準日に通知するものとする。</li> <li>3 当社は、本新株予約権付社債を取得するのと引換えに、当該新株予約権付社債の社債権者に対して、下記により算出される数の当社普通株式を交付する。 交付される株式数 取得される本新株予約権付社債の払込金額の総額を取得日において有効な転換価額で除して得られる最大整数（この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）</li> <li>4 本欄第1項および第2項にかかわらず、当該第2金曜日に係る時価算定期間の別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める決定日価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回る場合には、当該第2金曜日に係る取得を行わないものとする。</li> <li>5 本欄第1項および第2項にかかわらず、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合には、当該承認決議をした日以後に到来する取得日に係る上記の取得を行わないものとする。</li> <li>6 本欄第1項および第2項にかかわらず、別記「償還の方法」欄第2項第(5)号①に定めるとおり当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限転換価額を下回った場合には、当該事象発生日以後に到来する取得日に係る上記の取得を行わないものとする。</li> <li>7 当社は、本欄第1項が生じた場合（ただし、本欄第4項乃至第6項が生じない場合に限る。）には、遅滞なく、本欄第2項により決定した本新株予約権付社債の社債権者に対し、その旨を通知するものとする。</li> <li>8 本欄第3項により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第41条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>

	9 当社は、取得した本新株予約権付社債を、取得後、速やかに消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	1 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 2 本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- ① 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

4 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日または別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づき本新株予約権付社債を取得する取得日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

5 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,000,000,000	30,000,000	2,970,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれていない。

#### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,970,000千円については、船隊整備計画に基づく船舶の取得・整備に2,000,000千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項なし

### 第3【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成19年7月19日）までに、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成19年7月9日に関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年7月18日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第91期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本届出書提出日（平成19年7月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項の記載は、本届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

乾汽船株式会社 本店

（東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

### 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

### 第四部【特別情報】

該当事項なし